

情報通信技術を利用する方法による
国の歳入等の納付に関する法律についての
ガイドライン

令和4年10月18日

デジタル庁

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
令和4年10月18日	—	初版決定

目次

第1部 総論	1
第1 本ガイドラインの目的	1
第2 本法策定の背景	2
1 本法策定に至る経緯	2
2 従前の制度	2
(1) 財政法上の規律	2
(2) デジタル納付の分類	3
(3) インターネットバンキングによる納付を行う場合の問題点	3
(4) クレジットカード決済等による納付を行う場合の問題点	3
第3 モデル省令の位置付け等	5
第2部 各論	6
第1 総則（本法第1章等関係）	6
1 目的（本法第1条関係）	6
(1) 概要	6
(2) 用語の補足	6
2 定義	6
2-1 法令（本法第2条第1項関係）	6
(1) 概要	6
(2) 用語の補足	6
2-2 各省各庁（本法第2条第2項等関係）	7
(1) 概要	7
(2) 留意事項	7
(3) その他参考	8
2-3 主務省令（本法第3条第1項、第14条等関係）	8
(1) 概要	8
(2) 留意事項	9
(3) その他参考	9
第2 情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付（本法第2章（第3条）関係）	10
(1) 概要	10
(2) 用語の補足	10
(3) 留意事項	11
(4) その他参考	11
第3 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付（本法第3章関係）	14
1 指定納付受託者に委託して納付する方法による納付の実施（本法第4条関係）	14
(1) 概要	14
(2) 留意事項	14
(3) その他参考	14

2	指定納付受託者に対する納付の委託（本法第5条関係）	14
2-1	クレジットカード決済、電子マネー決済又は二次元コード決済による納付（本法第5条第1号関係）	15
	（1）概要	15
	（2）用語の補足	15
	（3）その他参考	17
2-2	コンビニ決済による納付（本法第5条第2号関係）	17
	（1）概要	17
	（2）用語の補足	17
3	指定納付受託者による歳入等の納付（本法第6条関係）	18
3-1	委託を受けたことを納付義務者に通知する義務（本法第6条第1項関係）	18
	（1）概要	18
	（2）用語の補足	18
3-2	委託を受けたこと等を各省各庁の長に報告する義務（本法第6条第2項関係）	18
	（1）概要	19
	（2）用語の補足	19
	（3）留意事項	19
	（4）その他参考	19
3-3	指定納付受託者の納付義務（本法第6条第3項関係）	19
	（1）概要	20
	（2）用語の補足	20
	（3）留意事項	20
3-4	納付に係るみなし規定（本法第6条第4項関係）	21
	（1）概要	21
	（2）その他参考	21
4	指定納付受託者からの歳入等の徴収等（本法第7条関係）	22
	（1）概要	22
	（2）用語の補足	22
	（3）留意事項	22
第4	指定納付受託者（本法第4章関係）	23
1	指定納付受託者の指定等（本法第8条関係）	23
1-1	指定納付受託者の指定（本法第8条第1項関係）	23
	（1）概要	24
	（2）用語の補足	24
	（3）留意事項	26
1-2	指定納付受託者の指定の公示（本法第8条第2項関係）	28
	（1）概要	28
	（2）用語の補足	28
	（3）留意事項	28
1-3	指定納付受託者の名称等の変更の届出等（本法第8条第3項及び第4項関係）	29
	（1）概要	29
	（2）留意事項	29

(3) その他参考	30
1-4 納付事務の一部の委託（本法第8条第5項関係）	30
(1) 概要	30
(2) 留意事項	30
(3) その他参考	31
2 指定納付受託者の帳簿保存等の義務（本法第9条関係）	31
(1) 概要	32
(2) 用語の補足	33
(3) その他参考	33
3 報告の徴収等（本法第10条第1項から第4項まで関係）	33
(1) 概要	33
(2) 留意事項	33
4 指定納付受託者の指定の取消し（本法第11条第1項及び第2項関係）	34
(1) 概要	34
(2) 用語の補足	34
(3) 留意事項	34
第5 雑則（本法第5章関係）	36
1 情報通信技術を利用する方法により納付を行うことができる歳入等の公表（本法第12条関係）	36
(1) 概要	36
(2) 留意事項	36
2 権限又は事務の委任（本法第13条関係）	36
(1) 概要	36
(2) 用語の補足	36
(3) 留意事項	37

【凡例】

本法：情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和4年法律第39号）

本政令：情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和4年政令第254号）

モデル省令：情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に係るモデル省令（令和4年10月18日デジタル庁作成）

デジタル手続法：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

附帯決議：情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案に対する附帯決議（衆議院・内閣委員会）

第1部 総論

第1 本ガイドラインの目的

本法は、近年の商取引におけるキャッシュレス決済の普及状況等を踏まえ、国の歳入等の納付において、従前認められていた現金等の納付方法に加えて、インターネットバンキングやクレジットカード決済等によるキャッシュレス納付を可能とし、当該納付に係る関係者の利便性の向上を図るものであるが、所管省庁の異なる多種多様な歳入等に適用され得るものであり、当該各歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁それぞれにおいて本法に基づく運用（指定納付受託者の指定、監督等）を行うこととなる。

そこで、当該各省各庁における制度の統一かつ的確な運用を図るため、本ガイドラインにおいて、本法の運用に当たって各省各庁が留意すべき事項等を示すこととしたものである。

なお、本ガイドラインは、利用者のニーズの動向、情報通信技術の進展等を踏まえ、適宜見直しを行うことを予定している。

第2 本法策定の背景

1 本法策定に至る経緯

近年、我が国社会においては、インターネットバンキング（ペイジーを含む。以下同じ。）、クレジットカード、電子マネー、二次元コードその他の情報通信技術を活用した支払が急速に普及しており、国民が企業から商品やサービスを購入する際の決済手段が多様化するとともに、その利便性が増している。

一方、国の歳入等の納付については、オンラインで手続を行う場合、インターネットバンキングを利用した納付の導入が一定程度進んできているものの、クレジットカードを利用した納付については限定的である。また、窓口において手続をする場合には、現状、印紙による納付や金融機関への納付証明書の提出が求められることが多く、クレジットカード、電子マネー、二次元コード等による納付が可能なものはほとんどない。納付義務者（各手続における個別の法令において歳入等を納付すべきとされている者をいう。以下同じ。）においてコンビニエンスストア等に対して納付通知書等を持参して金銭を支払うことにより納付の委託を行い、当該委託を受けたコンビニエンスストア等において国に納付を行う方法（以下「コンビニ決済」という。）を導入している手続もあるが、同様に限定的なものとなっている。

このような状況を踏まえ、情報通信技術を活用した国の歳入等の納付について、関係者の利便性の向上を図るため、デジタル納付（インターネットバンキング、クレジットカード、電子マネー、二次元コード、コンビニ決済、その他の情報通信技術を活用した納付をいう。以下同じ。）の円滑な導入が促進されるよう、法制面での環境整備を図る必要があった。

なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）においても、国民や事業者の利便性向上の観点から、年間の支払件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付に取り組むこととされ、さらに、オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られている手続等であって、窓口支払件数が年間1万件以上のものについて、窓口における現金又はキャッシュレス納付に取り組むこととされるとともに、「デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス納付が可能となるよう、次期通常国会に法案を提出する等必要な法整備を行う」などとされた。

2 従前の制度

(1) 財政法上の規律

財政法（昭和22年法律第34号）第2条において、「収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納」をいうと規定されているが、これは最終的に国庫に収納される段階では現金で納められるべきことを意味しているに過ぎず、国民、企業等が国の歳入等の納付を行う方法として現金によるべきことを定めたものではない。すなわち、財政法は、個々の手続における国の歳入等の納付方法について何ら制限を設けておらず、デジタル納付によることも妨げられていない。

他方、現行法上、現金以外の納付方法として、印紙（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和24年法律第142号）第1条）や証券（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正5年法律第10号）第1条）による納付が広く認められているが、いずれも窓口での対面手続を前提にしたものである上、印紙や証券を購入する手間がかかる分、国民にとっての利便性は現金よりもむしろ低いと言わざるを得ない。また、各個別の法令の規定により、納付方法がこれらの方法に限られている場合、当該規定の存在によりデジタル納付の実現が妨げられている。

(2) デジタル納付の分類

デジタル納付のうち、インターネットバンキングによる納付については、納付義務者自身の銀行口座から国庫に直接入金されるものであり、手続がオンラインで行われるという特殊性を除けば、納付義務者本人による現金納付と同視することができる。

他方、デジタル納付のうち、クレジットカード決済（デビットカード決済を含む。以下同じ。）、電子マネー決済、二次元コード決済及びコンビニ決済（以下「クレジットカード決済等」という。）による納付については、納付義務者が第三者に納付を委託し、これを受託した当該第三者が自らの負担と責任において納付を行うものであり、この点において、インターネットバンキングによる納付と性質上大きな違いがある。

(3) インターネットバンキングによる納付を行う場合の問題点

インターネットバンキングによる納付については、上記(2)のとおり、手続がオンラインで行われるという点を除けば、納付義務者本人による現金納付と同視することができるため、（印紙払いによる納付に限る等の）現金以外の納付方法に限る法令の規定がない限り、現行法上、インターネットバンキングによる納付を行うことは可能である。

他方、現金以外の納付方法に限る法令の規定がある場合には、インターネットバンキングによる納付を行うことができないが、当該場合においても、デジタル手続法第6条第5項において、行政機関等へのオンライン申請等に係る手数料の納付については、個別法令の規定に関わらず、情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができることとされていることから、同項の規定の対象範囲においては、現金以外の納付方法に限る規定の効果が排除されるため、インターネットバンキングによる納付が可能である。

一方、現金以外の納付方法に限る法令の規定がある場合であって、同項の規定の対象範囲外となる場合（申請等が行われない場合又は申請等が行われるが当該申請等が書面による場合）については、従前の制度上、インターネットバンキングによる納付ができない。

(4) クレジットカード決済等による納付を行う場合の問題点

インターネットバンキングによる納付の場合と同様、現金以外の納付方法に限る法令の規定がある場合は、デジタル手続法第6条第5項が適用される場合（行政機関等へのオンライン申請等に係る手数料納付の場合）を除き、当該法令の規定の効果により、クレジットカード決済等による納付ができない。

他方、上記(2)のとおり、クレジットカード決済等による納付については、インターネットバンキングによる納付と異なり、納付義務者が第三者に納付を委託し、これを受託した当該第三者が自らの負担と責任において納付を行うものであるため、現金以外の納付方法に限る法令の規定がない場合（当該規定があるが、デジタル手続法第6条第5項の規定によりその効果が排除されている場合を含む。）であっても、特別な法律上の規定がない限り、次のような問題が生じることとなる。

- ① 国の歳入等の納付に際しクレジットカード決済等を行う場合、納付義務者がクレジットカード事業者等（クレジットカード事業者、電子マネー事業者、二次元コード事業者、コンビニエンスストア、決済代行事業者等）に納付委託を行った後、実際に当該クレジット会社等から国に当該歳入等の納付が行われるまで一定の期間を要することとなるが、国の収入は、「現金の収納」をいうこととされ（財政法第2条）、会計認識基準について現金主義¹を採用しているため、

¹ 現金の授受、すなわち収入、支出の時を捕らえて整理計算し、その時をもって損益の発生として整理するものをいう。

納付義務者としては委託時点でなすべきことをなし終えていると評価し得るにもかかわらず、現金が国庫に納付されるまでの一定期間、未納付の状態に置かれ、期限までに納付しなかったとの評価を受ける等のリスクを抱えることになる。

- ② 納付を委託されるクレジットカード事業者等の支払能力等の適格性が必ずしも担保されておらず、国の歳入が確保されないおそれがある。
- ③ 国の歳入等の納付委託を受けたクレジットカード事業者等が当該納付を怠った場合における納付義務者の納付義務の存否や、クレジットカード事業者等による納付が遅延した場合の徴収手続等が不明確となっている。

クレジットカード決済等による納付を行うため、これらの問題点を解消するための特別な規定を個別法上に置いているものもあるが、他の多くの歳入等については、法律上、納付義務者本人が納付することが前提とされている一方、これらの問題点に対処するための特別な法律上の規定を置いていない。

第3 モデル省令の位置付け等

本法及び本政令の一部規定においては、個別の歳入等の納付手続に関する利用者のニーズその他の実情に応じた内容とすることが可能となるよう、その詳細を各省の主務省令（主務省令の定義等の詳細は下記第2部第1の2-3参照）で定めることとしている。

他方、本法に基づく制度を国民にとって分かりやすくかつ適正なものとするためには、本法を所管するデジタル庁において、各省の主務省令において定めるべき基本的な内容を示すことが必要であることから、デジタル庁において本法及び本政令に基づく主務省令のモデル（モデル省令）を作成したものである。

各省においては、本法及び本政令に基づく主務省令を策定する場合には、原則としてモデル省令と同様の内容とすることが求められる。

ただし、モデル省令策定に係る上記趣旨に反しない範囲において、モデル省令と異なる内容とすること（各歳入等の納付手続の実情に合わせて具体的な内容とすること、導入しない納付手段に係る部分を削除した内容とすること等）は差し支えない。

なお、モデル省令は、本ガイドラインとともに、利用者のニーズの動向、情報通信技術の進展等を踏まえ、適宜見直しを行うことを予定している。

第2部 各論

第1 総則（本法第1章等関係）

1 目的（本法第1条関係）

本法第1条

この法律は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入（歳入歳出外現金を含み、各省各庁の事務に係るものに限る。以下「歳入等」という。）の納付（納付の委託を含む。以下この条において同じ。）を行うために必要となる事項を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ることを目的とする。

附帯決議

- 1 情報通信技術を利用する方法による納付（以下「キャッシュレス納付」という。）が、広く国歳入等一般の納付について可能となるよう努めること。

(1) 概要

上記は、本法の目的を定める規定及び関連する附帯決議である。

(2) 用語の補足

○ 歳入等（本法第1条）

国の需要を充たすための支払の財源とするためのものを意味する「歳入」又は国に一時的に保管される金銭として納められる歳入歳出外現金（保証金、保管金、供託金等）であって、各省各庁の事務に係るものを示すものである。

「各省各庁…の事務に係るもの」とは、各省各庁が所掌する収納等の事務の対象となる歳入等²を意味する（「各省各庁」の定義については、下記2-2参照）。

○ 当該納付に係る関係者（本法第1条）

歳入等の納付を行う国民や、納付を受ける行政機関の職員等を示すものである。

2 定義

2-1 法令（本法第2条第1項関係）

本法第2条（第1項）

- 1 この法律において「法令」とは、法律、法律に基づく命令及び最高裁判所規則をいう。

(1) 概要

上記規定は、本法における「法令」の定義を定めるものである。

(2) 用語の補足

○ 法律に基づく命令（本法第2条第1項）

² 例えば、道路交通法（昭和35年法律第105号）第128条第1項の規定による反則金の納付及び同法第129条第1項の規定による仮納付（以下「反則金の納付等」という。）に関しては、反則金の納付等が生じる原因となる告知（同法第126条）及び通告（同法第127条）については、都道府県警察が行う自治事務であるが、当該反則金は国庫に帰属する歳入であり（同法第125条第3項、第128条第1項）、徴収（調査決定）及び収納に関する権限も国（の行政機関）に属していることから、当該反則金は本法の「各省各庁の事務に係るもの」に含まれる。

法律に基づき定められる政令、府省令、規則（会計検査院規則、人事院規則、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項に規定する委員会の規則及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する委員会の規則）を指すものである。告示については、これに含まれない（個別法令の体系の中で告示について手当てする必要があるれば個別に措置することとなる。）。

2-2 各省各庁（本法第2条第2項等関係）

本法第2条（第2項）

2 この法律において「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。

復興庁設置法（平成23年法律第125号）附則第3条（第1項）

1 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)			
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）	第二条第二項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
	(略)	及び各省	、復興庁及び各省

(1) 概要

上記規定は、本法における「各省各庁」の定義を定めるものである。

(2) 留意事項

○ 本法の対象となる歳入等

本法は、本法の対象となる歳入等を「各省各庁の事務に係るものに限る。」と規定している（上記1(2)「歳入等」参照）。

なお、本法と同様、行政機関等の手続のデジタル化に当たり、法令上の支障を排除するデジタル手続法第6条第5項においては、

- ① 国の行政機関（デジタル手続法第3条第2号イ・ロ）のほか、
- ② 地方公共団体とその機関（都道府県、市町村等／都道府県知事、市町村長等）（同号ハ）
- ③ 独立行政法人等（独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人、独立行政法人の長等）（同号ニ～チ）

に対して行われる申請等に係る納付を対象としているが、本法の対象について、裁判所の事務及び

①国の行政機関の事務のみを対象として規定することとし、②地方公共団体とその機関、③独立行政法人等の事務については、これらを含める実益が乏しい³ことから、対象として規定していない。

³ 上記②（地方公共団体とその機関）については、本法第3条の規定に関しては、上記②の事務に係る歳入等について情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付が法律の規定により妨げられているもの（法律の規定において印紙をもってすることその他の歳入等の納付の方法が規定されているもの。オンライン申請時の情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付については法律上許容されているが、書面申請時の情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付が法律上許容されていないものを含む。）がなく、これらを含める実益が乏しい。また、本法第4条から第11条までの規定に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）において地方公共団体の歳入等一般について

(3) その他参考

○ 復興庁の扱い

復興庁設置法（平成23年法律第125号）附則第3条第1項により、復興庁が廃止されるまでの間に
おいては、本法の「各省各庁」に復興庁が含まれる。

2-3 主務省令（本法第3条第1項、第14条等関係）

本法第3条（第1項）

1 …主務省令（裁判所の事務に係る歳入等にあつては、最高裁判所規則。以下この章から第四章ま
でにおいて同じ。）…。

本法第14条

この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公
正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等
調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委
員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デ
ジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人
情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安
全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る歳入等の納付については、それぞれ会計検査院規則、人
事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会
規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は
原子力規制委員会規則とする。

復興庁設置法（平成23年法律第125号）附則第3条（第1項）

1 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同
欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四
欄に掲げる字句とする。

(略)			
情報通信技術を利用 する方法による国の 歳入等の納付に関す る法律（令和四年法律 第三十九号）	(略)		
	第十四条	又は各省 又は省令	、復興庁又は各省 、復興庁令又は省令

(1) 概要

上記規定は、本法における「主務省令」の定義を定めるものである。

本法とおおむね同様の指定納付受託者制度を導入済みであり、これらを含める実益がない。

次に、上記③（独立行政法人等）については、本法第3条の規定に関しては、上記②と同様、上記③の事務に係る歳
入等について情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付が法律の規定により妨げられているものがなく、
これらを含める実益が乏しい。また、本法第4条から第11条までの規定に関しては、独立行政法人等の会計原則は、原
則として企業会計原則によるものとされており（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条、地方独立行政
法人法（平成15年法律第118号）第33条等）、会計認識基準についても発生主義（現金の授受にかかわらず財産価値の減
少又は増加並びに異動の事実の発生の時を基準として計算整理するもの。）が採用されているため、私企業の場合と同
様に考えることができる。すなわち、納付義務者がクレジットカード事業者等に納付委託を行った時点で収入があつ
たと認めることができるので、納付義務者がそれ以降の延滞金の負担等のリスクを抱えることがなく、当該リスクを
解消するための法律上の措置を講ずる必要がない。また、納付を受ける収入金の性質も様々であるので、指定納付受託
者制度のような厳格な手続的規定を一律に及ぼす必要性も認められない。

(2) 留意事項

○ 歳入等の納付に関する他の法令が複数の府省による共管法令である場合

本法第14条に規定する「歳入等の納付に関する他の法令」の規定が複数の府省による共管である場合、これら共管府省の共同命令が本法における主務省令となる。

○ 主務省令の策定単位

本法に基づく主務省令は、個別の法令単位で策定することのほか、所管単位、関係法令単位など適宜の単位でまとめて策定することも可能である（デジタル手続法に基づく主務省令の整理と同様）。

<参考：デジタル手続法に基づく主務省令の例>

①個別の法令単位

- ・外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）

②所管単位、関係法令単位

- ・外務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成15年外務省令第6号）
- ・国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第71号）

(3) その他参考

○ 独立性を有する機関に係る歳入等の納付

会計検査院、人事院、内閣府設置法第49条第1項に規定する委員会及び国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会は、省令レベルの規則制定権を有しており、これらの規則を所管するのは、内閣官房、内閣府又は各省というよりもこれらの機関であり、また、内閣官房、内閣府又は各省が所管する法律又は政令中の特定の手続は、その詳細をこれらの規則で規定する旨委任されているところ、これらの機関の所管に係る歳入等については、これらの機関が制定する省令レベルの規則を本法の「主務省令」としている。

裁判所の事務に係る歳入等については、三権分立を定める憲法の趣旨に鑑みて最高裁判所規則において定められるべきであり、また、現に同規則において裁判所の事務に係る歳入等の納付の方法について定められていること（民事訴訟費用等に関する規則等）を踏まえ、最高裁判所規則を本法（第14条を除く。）の「主務省令」としている。

○ 復興庁令の扱い

復興庁設置法附則第3条第1項により、復興庁が廃止されるまでの間においては、本法の「主務省令」に復興庁令が含まれる。

第2 情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付（本法第2章（第3条）関係）

本法第3条（第1項及び第2項）

- 1 各省各庁は、歳入等の納付のうち、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているもので主務省令（裁判所の事務に係る歳入等にあつては、最高裁判所規則。以下この章から第四章までにおいて同じ。）で定めるものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該歳入等を納付しようとする者が自ら納付する方法であつて、電子情報処理組織を使用するものその他の情報通信技術を利用するもので主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができる。
- 2 前項の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する場合については、適用しない。

モデル省令第3条

法第三条第一項の主務省令で定める歳入等の納付は、別表第一に掲げる歳入等の納付とする。

モデル省令第4条

法第三条第一項の主務省令で定める方法は、歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足る情報（第六条第一項において「納付情報」という。）により納付する方法とする。

モデル省令別表第一（第三条関係）

項名	歳入等
一	●●法（平成●年法律第●●号）第●●条の規定による手数料
二	▲▲施行令（平成▲年政令第▲号）第▲▲条の規定による手数料
三	××に関する省令（平成×年××省令第××号）第××条の規定による手数料

(1) 概要

上記規定は、個別法令において現金以外の納付方法に限る旨の規定がある場合で、デジタル手続法第6条第5項の対象範囲外となる場合（申請等が行われない場合又は申請等が行われるが当該申請等が書面による場合）において、各省各庁が、情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付（インターネットバンキングによる納付）を行わせることを可能とするものである。

(2) 用語の補足

○ 歳入等を納付しようとする者（本法第3条第1項）

インターネットバンキングによる納付については、納付義務者の法定代理人や納付義務者から委任を受けた代理人（士業者等）が代理人自身の個人名義（「A代理人B」という代理人としての名義ではなく「B」自身の名義）の銀行口座等を用いて納付義務者のために納付を行う場合も考えられるところ、本法第3条第1項の「歳入等を納付しようとする者」には、このような代理人も含まれる（個別法令上、納付義務者に代わって当該歳入等を納付することができる権限を有する他の第三者についても同様）。

○ 自ら納付する方法であつて・・・情報通信技術を利用するもの（本法第3条第1項）

具体的には、インターネットバンキングによる納付を想定したものである。

本項における「自ら納付する方法」とは、第三者の介入を一切許容しないものではなく、本法第

4条以下の納付方法として想定しているクレジットカード決済、電子マネー決済、二次元コード決済又はコンビニ決済における受託者のような、加盟店に対して直接債務を負うこととなり、自らの責任と負担において納付を行う第三者ではない者（インターネットバンキングにおける金融機関のように、いわば納付義務者の手足として納付に必要な行為をしているに過ぎないといえる者）を介して納付する方法を含む。

また、「情報通信技術を利用するもの」とは、インターネット（ATMを含む。）を利用したものを想定したものであり、これを介した金融機関のサービスによって国に納付することが可能な方法（具体的には、インターネットを介した振込、ペイジー、自動送金申込、口座振替申込等の金融機関のサービスを利用した納付方法）であれば広く本項の方法に該当し得る。一方、書面による振込、自動送金申込、口座振替申込による納付については、「情報通信技術を利用するもの」とはいえないところ、本項の方法には該当しない。

○ 歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報（モデル省令第4条）

具体的には、インターネットバンキングによる納付を行う際に納付義務者が入力する納付書に記載された納付番号、確認番号等その他の納付番号等が電子的に通知された場合の当該納付番号等を想定したものである。

(3) 留意事項

○ 本法第3条第1項の対象

本項の対象は、現金以外の納付方法に限る法令の規定がある場合で、デジタル手続法第6条第5項の対象範囲外となる場合（申請等が行われない場合又は申請等が行われるが当該申請等が書面による場合）としている（この理由は、下記(4)参照）。

また、本項は、主務省令で定めるものに限って適用対象とする構成（いわゆるポジティブリスト方式）を採っているところ、当該適用対象を定める主務省令（モデル省令第3条及び別表第1）に規定する歳入等は、上記の場合において実際にインターネットバンキングによる納付を可能とするものに限られる（歳入等ごとにインターネットバンキングの導入時期が異なる場合は、それぞれの導入時期に合わせて順次別表第1に規定することとなる。）。

(4) その他参考

○ 本法第3条及び第4条から第11条までの関係等

本法は、①情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付（インターネットバンキングによる納付）を可能とするとともに、②情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付（クレジットカード決済等による納付）を可能とし、さらに③クレジットカード決済等による納付について、これを適切かつ円滑に行うために必要な事項を規定するものであり、具体的には、①については第3条第1項において、②については第4条において、③については第5条から第11条までにおいて規定している。

第3条第1項は、第4条と異なり、規定の文言上、あらゆる国の歳入等を対象とせず、歳入等の一部（現金以外の納付方法に限る法令の規定があるもの）のみを対象としているが、このような相違は、上記第1部第2の2(4)のとおり、クレジットカード決済等による納付については、納付義務者が第三者に納付を委託し、これを受託した当該第三者が自らの負担と責任において納付を行うものであるため、特別な法律上の規定がない限り、上記第1部第2の2(4)記載の種々の間

題（納付義務者が、委託後の一定期間、期限までに納付しなかったとの評価を受けるおそれがある等）が生じるのに対し、インターネットバンキングによる納付については、特別な法律上の規定がなくとも、そのような問題は生じないという違いによるものである。

すなわち、第4条において可能とするクレジットカード決済等による納付については、上記のような問題を防ぐため、あらゆる歳入等の納付について第5条から第11条までの規定を適用する必要があることから、第4条において対象とする歳入等の範囲についてもあらゆる国の歳入等とする必要があるのに対し、第3条第1項において可能とするインターネットバンキングによる納付については、あらゆる歳入等の納付について適用すべき特別な法律上の規定が存在しない。

本法により、あらゆる歳入等の納付についてインターネットバンキングによる納付を可能とすべきことはクレジットカード決済等による納付の場合と同様であるが、インターネットバンキングによる納付については、その実現を妨げている法令上の規定（現金以外の納付方法に限るもの）の効果を排除できれば、これが実現できるため、第3条第1項において、そのような法令上の規定がある納付のみを対象としているものである。

なお、第3条第1項と同様、インターネットバンキングによる納付を妨げている法令上の規定の効果を排除して、インターネットバンキングによる納付を可能とする規定としては、既にデジタル手続法第6条第5項があるところ、第3条第1項においては、同法第6条第5項の適用対象とされていない残りの範囲（申請等が行われない場合又は申請等が行われるが当該申請等が書面による場合）を対象とすれば足りることから、同条第2項において、同条第1項の規定は、同法第6条第5項に規定する場合は適用しないことを定めている。

一方、クレジットカード決済等による納付についても、現金以外の納付方法に限る法令の規定がある歳入等については、当該規定の効果を排除する必要があることから、第4条前段において、あらゆる国の歳入等を対象としつつ、同条後段において、当該規定がある一部の歳入等について、当該規定を適用しない旨定めている。

なお、上記第1部第2の2(4)のとおり、クレジットカード決済等による納付を可能とするためには、個別の法律において特別な規定が設けられている必要があり、デジタル手続法第6条第5項の規定により可能となる納付方法にクレジットカード決済等による納付は事実上含まれない。すなわち、第3条第1項の規定と異なり、クレジットカード決済等による納付を可能とする第4条の規定は、デジタル手続法第6条第5項の規定と重複しないことから、同項に規定する場合に第4条の適用を除外する必要がないため、第4条に係る適用除外規定は置いていない。

以上のインターネットバンキング又はクレジットカード決済等による納付を行う場合のデジタル手続法及び本法の適用関係は、以下のとおり整理される。

	現金以外の納付方法に限る法令の規定 がある歳入等		現金以外の納付方法に限る法令の規定 がない歳入等	
	行政機関等への オンライン申請 等の場合の 手数料納付	左記以外	行政機関等への オンライン申請 等の場合の 手数料納付	左記以外
インターネット バンキング	デジタル 手続法 第6条第5項	本法 第3条第1項	— (デジタル手続法又は本法の適用 がなくても可能)	
クレジットカード 決済等	本法第4条 (→第4条の効果として第5条から第11条までを適用)			

第3 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付（本法第3章関係）

1 指定納付受託者に委託して納付する方法による納付の実施（本法第4条関係）

本法第4条

各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、次条の規定により指定納付受託者（第八条第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この章において同じ。）に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができる。この場合において、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているものについては、当該他の法令の規定は、適用しない。

モデル省令第5条

法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、別表第二に掲げる歳入等の納付とする。

モデル省令別表第二（第五条関係）

項名	歳入等
一	●●法（平成●年法律第●●号）第●●条の規定による手数料
二	▲▲施行令（平成▲年政令第▲号）第▲▲条の規定による手数料
三	××に関する省令（平成×年××省令第××号）第××条の規定による手数料

(1) 概要

上記規定は、各省各庁が、国の歳入等について、指定納付受託者に委託して納付する方法による納付（クレジットカード決済等による納付。具体的な内容は本法第5条以降において規定。）を行わせることを可能とするものである。

(2) 留意事項

○ 本法第4条の対象

本条は、本法第3条第1項と異なり、対象となる歳入等の範囲についての限定はないが（この理由は、上記第2(4)参照）、実際に本条の規定に基づきクレジットカード決済等による納付を可能とする歳入等については、本条に基づき主務省令（モデル主務省令第5条及び別表第2）に当該歳入等を規定することとなる（歳入等ごとにクレジットカード決済等の導入時期が異なる場合は、それぞれの導入時期に合わせて順次別表第2に規定することとなる。）。

(3) その他参考

○ 個別法令に基づいてクレジットカード決済等による納付手続を定めているものの取扱いについて

国の歳入等の納付手続の中には、当該手続に関する個別法令に基づいてクレジットカード決済等による納付手続を定めているものがあるが、これらは各手続の性質や処理に係る行政事務の実態に即し当該手続等に適合した形で納付手続が規定されているものであるため、これらの歳入等についてはモデル省令別表第2の歳入等として規定しないこととする（これにより個別法令の規定と本法の規定とのいずれに基づいて手続等を行えばよいのかといった紛れが生じることはない。）。

2 指定納付受託者に対する納付の委託（本法第5条関係）

2-1 クレジットカード決済、電子マネー決済又は二次元コード決済による納付（本法第5条第1号関係）

本法第5条（第1号）

各省各庁が前条前段に規定する方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により次に掲げる事項を指定納付受託者に通知する方法（当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を通じて通知する方法を含む。）

イ 当該納付に係る歳入等を特定するものとして主務省令で定める事項

ロ 当該納付をしようとする者に付与された番号、記号その他の符号その他の指定納付受託者が当該歳入等の納付の委託を受けるために必要な事項であって主務省令で定めるもの

ハ その他主務省令で定める事項

モデル省令第6条（第1項及び第2項）

1 法第五条第一号イの主務省令で定める事項は、納付情報とする。

2 法第五条第一号ロの主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

(1) 当該納付をしようとする者のクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。以下この号において同じ。）を使用する方法により当該納付をする場合（次号の場合を除く。） 当該クレジットカード等の番号及び有効期限その他の当該クレジットカード等を使用する方法による決済に関し必要な事項

(2) 当該納付をしようとする者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（以下この号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）により当該納付をする場合 当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他の当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項

(1) 概要

本法第5条から第11条までの規定並びにこれらに基づく本政令及び主務省令の規定は、クレジットカード決済等による納付を適切かつ円滑に行う（上記第1部第2の2(4)の問題の解消に資する）ために必要な事項を規定するものであるが、このうち上記規定は、クレジットカード決済、電子マネー決済又は二次元コード決済により歳入等を納付しようとする者が指定納付受託者に納付を委託する場合に行うべき手続（委託手続）の具体的な内容を定めるものである。

(2) 用語の補足

○ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により…指定納付受託者に通知する方法（当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を通じて通知する方法を含む。）（本法第5条第1号）

納付義務者自らが指定納付受託者に直接通知する方法（納付義務者がスマートフォンに搭載されたアプリ上で電子マネー事業者等に通知を行い当該通知が完了したこと等を示す画面を各省各庁に提示する場合や、納付義務者がウェブサイトアクセスし、当該サイトの画面上でクレジットカード番号等を入力してクレジットカード事業者へ通知する場合等）及び納付義務者が各省各庁を通じて通知する方法（納付義務者が各省各庁の職員にクレジットカードを預け、当該職員においてクレジットカード情報を通知する場合や、納付義務者が各省各庁の職員に二次元コードを提示し、当

該職員において当該二次元コードを読み取り通知する場合等)を想定したものである。

○ **納付情報（モデル省令第6条第1項）**

モデル省令第4条で定義しているとおおり、「歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報」を意味し、納付書に記載された納付番号、確認番号等その他の納付番号等が電子的に通知された場合の当該納付番号等を想定したものである。

○ **クレジットカード等（モデル省令第6条第2項第1号）**

クレジットカード及びデビットカードを想定したものである（本号において「次号の場合を除く」と規定しているところ、モデル省令第6条第2項第2号に規定する第三者型前払式支払手段による取引等については、本号は適用されない。）。

○ **当該納付をしようとする者（モデル省令第6条第2項第1号及び第2号）**

本法第5条柱書きに規定する「歳入等を納付しようとする者」を示すものであり、納付義務者の法定代理人や納付義務者から委任を受けた代理人も含まれる（個別法令上、納付義務者に代わって当該歳入等を納付することができる権限を有する他の第三者についても同様）。

○ **当該クレジットカード等の番号及び有効期限その他の当該クレジットカード等を使用する方法による決済に関し必要な事項（モデル省令第6条第2項第1号）**

クレジットカード等の番号、有効期限のほか、納付を委託する歳入等の金額等を想定したものである。

○ **資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（モデル省令第6条第2項第2号）**

電子マネー決済及び二次元コード決済に係る取引⁴を想定したものである。

なお、資金決済に関する法律第3条第5項において、「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいうものとされており、「前払式支払手段」の定義は同条第1項に規定されているところ、本法に基づき第三者型前払式支払手段で納付を行うことを可能とする場合においては、当該納付が物品・役務に対する代価の弁済に該当するか等、同項に定める定義を充足しているかどうか留意する必要がある⁵。

○ **当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他の当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項（モデル省令第6条第2項第2号）**

第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称（電子マネー事業者の名称等）のほか、納付を委託する歳入等の金額や、納付義務者が電子マネー等の事業者から付与された会員番号等を想定したものである。

⁴ 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づく第三者型前払式支払手段による取引のほか、同法に基づく資金移動業に係る為替取引等が想定される。

⁵ 国の歳入に関しては、国税、関税、交通反則金の納付については、資金決済法第3条の定義を充足することとされている。また、地方自治体に関しては、地方税、ふるさと納税、住民票の写しの手数料、介護保険料、古物営業許可手数料、道路使用許可手数料など多くの歳入の納付について、前払式支払手段による納付が可能とされていることから、国の歳入等の納付についても、行政手数料を始めとする多くの歳入等の納付について、当該定義を充足することになるものと考えられるが、疑義があれば金融庁総合政策局リスク分析総括課資金決済モニタリング室まで相談されたい。

(3) その他参考

○ 本法第5条第1号ハの「その他主務省令で定める事項」

本法第5条第1号ハにおいては、クレジットカード決済等による納付を行う場合において、納付義務者は「その他主務省令で定める事項」を指定納付受託者に通知することとしているが、現在想定している決済手段においては、同号イ及びロを通知することで足りると考えられるところ、モデル主務省令において、同号ハの事項は規定していない。

2-2 コンビニ決済による納付（本法第5条第2号関係）

本法第5条（第2号）

各省各庁が前条前段に規定する方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならない。

- (2) 歳入等の納付に係る書面（前号イに掲げる事項及びバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。）で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法

モデル省令第6条（第3項）

3 法第五条第二号の主務省令で定める書面は、次の各号のいずれかに該当する書面とする。

- (1) ●●省から交付され、又は送付された書面
(2) 法第五条第二号に規定する方法による委託（歳入等を納付しようとする者の委託をいう。第十条第六号を除き、以下同じ。）を受ける指定納付受託者により作成された書面

(1) 概要

上記規定は、コンビニ決済により歳入等を納付しようとする者が指定納付受託者に納付を委託する場合に行うべき手続（委託手続）の具体的な内容を定めるものである。

(2) 用語の補足

○ ●●省から交付され、又は送付された書面（モデル省令第6条第3項第1号）

コンビニ決済において必要となるバーコード付きの払込取扱票を想定したものである。

なお、「●●省」とは、モデル省令別表第二に掲げられた歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を示すものであり、実際には「内閣府」等と規定することを想定（当該各省各庁が複数想定され得る主務省令においては「各省各庁」と規定することを想定）したものである（モデル省令第7条において同じ。）

○ 法第五条第二号に規定する方法による歳入等を納付しようとする者の委託（…）を受ける指定納付受託者により作成された書面（モデル省令第6条第3項第2号）

既に国税において導入されている二次元コードを活用してコンビニのキオスク端末から印刷する納付書⁶と同様のものを想定したものである。

「歳入等を納付しようとする者」とは、本法第5条柱書きに規定する「歳入等を納付しようとする者」を示すものであり、納付義務者の法定代理人や納付義務者から委任を受けた代理人も含まれる（個別法令上、納付義務者に代わって当該歳入等を納付することができる権限を有する他の第三

⁶ 国税庁HP (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_gr_nofu/index.htm) 参照

者についても同様)。

3 指定納付受託者による歳入等の納付（本法第6条関係）

3-1 委託を受けたことを納付義務者に通知する義務（本法第6条第1項関係）

本法第6条（第1項）

- 1 指定納付受託者は、前条の規定により歳入等を納付しようとする者の委託（以下この条において「委託」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該歳入等を納付しようとする者に通知しなければならない。

モデル省令第7条

指定納付受託者は、法第六条第一項の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により通知しなければならない。

- (1) 法第五条第一号に規定する方法による委託を受けた場合 電子情報処理組織を使用する方法（●●省を通じて通知する方法を含む。）
- (2) 法第五条第二号に規定する方法による委託を受けた場合 当該委託を受けたことを証する書面を交付する方法

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者が、納付義務者の委託を受けたときにその旨を納付義務者に通知しなければならないこと及び当該通知の方法を定めるものである。

(2) 用語の補足

○ 電子情報処理組織を使用する方法（モデル省令第7条第1号）

クレジットカード決済、電子マネー決済又は二次元コード決済による納付の委託を受けた場合において、納付義務者が委託の際に利用した指定納付受託者のウェブサイトやアプリを使用する方法等を想定したものである。

○ ●●省を通じて通知する方法（モデル省令第7条第1号）

行政機関の窓口でクレジットカード決済、電子マネー決済又は二次元コード決済を行う場合において、指定納付受託者から行政機関のシステムに電子情報処理組織を使用する方法により通知が行われ、行政機関の職員において当該システムから出力した書面（クレジットカード利用伝票等）を納付義務者に手交する方法等を想定したものである。

○ 当該委託を受けたことを証する書面を交付する方法（モデル省令第7条第2号）

納付義務者から提示されたバーコード付きの払込取扱票（本法第5条第2号に規定する書面）から切り離した払込金受領証等を交付する方法を想定したものである。

3-2 委託を受けたこと等を各省各庁の長に報告する義務（本法第6条第2項関係）

本法第6条（第2項）

- 2 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁の長（当該各省各庁が裁判所である場合にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。）の定める期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を当該各省各庁の長に報告しなければならない。

- (1) 報告の対象となった期間並びに当該期間において前条の規定により委託を受けた件数及び歳入等の金額の合計額

- (2) 前号に規定する期間において受けた委託に係る次に掲げる事項
 - イ 前条第一号イに掲げる事項
 - ロ 当該委託を受けた年月日
- (3) その他主務省令で定める事項

モデル省令第8条

法第六条第二項第三号の主務省令で定める事項は、同項第一号に規定する期間において受けた法第五条の規定による委託に係る歳入等の納付年月日とする。

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者が、納付義務者の委託を受けたときに各省各庁の長に報告しなければならない事項等を定めるものである。

(2) 用語の補足

- 同項第一号に規定する期間において受けた法第五条の規定による委託に係る歳入等の納付年月日（モデル省令第8条）

本法第6条第2項第1号の期間において指定納付受託者が本法第5条の規定による委託を受けた歳入等の納付年月日（本法第6条第3項に基づく指定納付受託者による歳入等の納付年月日）を示すものである（当該委託を受けてから当該納付を行うまでに一定の期間があることから、事前に当該納付年月日を報告させることも想定される。）。

(3) 留意事項

- 本法第6条第2項の各省各庁の長の定める期間

各歳入等の性質等を踏まえて各省各庁の長が定めるものであり、指定納付受託者との契約書において明示することなどが想定される。

(4) その他参考

- 本法第6条第2項の趣旨等

各省各庁の長において指定納付受託者と締結した契約の履行状況（クレジットカード決済の利用実績等）を随時把握する必要性や、委託をした納付義務者が滞納者に該当するかどうか、督促等を行うかどうかなどを判断する必要性があることから、本項においては、指定納付受託者に対して報告義務を課すこととしている。

3-3 指定納付受託者の納付義務（本法第6条第3項関係）

本法第6条（第3項）

3 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

モデル省令第9条

法第六条第三項の主務省令で定める日は、指定納付受託者が法第五条の規定により委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する休日以外の日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと●●大臣が認める場合には、その承認する日）とする。ただし、指定納付受託者が法第五条の規定により次の各号に掲げる歳入等の納付の委託を受けた場合については、それぞれ当該各号に定める日を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと●●大臣が認める場合には、その承認する日）とする。

- (1) 別表第二の●から●までの項に掲げる歳入等の納付 当該委託を受けた日の翌日から起算して●●取引日
- (2) 別表第二の▲から▲までの項に掲げる歳入等の納付 当該委託を受けた日の翌日から起算して▲▲取引日

附帯決議

4 システム障害等によりキャッシュレス納付を行えなくなる事態に備えるため、他の納付方法を確保するなど必要な措置を講ずること。

(1) 概要

上記は、納付義務者の委託を受けた指定納付受託者の納付義務及び指定日（本法第6条第3項に規定する主務省令で定める日（納付期限）をいう。以下同じ。）を定める規定及び関連する附帯決議である。

(2) 用語の補足

○ 「●●大臣」（モデル省令第9条）

モデル省令別表第二に掲げられた歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁の長を示すものであり、実際には「内閣総理大臣」等と規定することを想定（当該各省各庁の長が複数想定され得る主務省令においては「各省各庁の長」と規定することを想定）したものである（モデル省令第11条以降において同じ。）。

(3) 留意事項

○ モデル省令第9条で定める指定日

本条柱書きにおいては、既存のクレジットカード決済等による納付の制度の例を参考にして、「委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日…を経過した最初の取引日」を指定日として規定しているが、各歳入等の性質に応じて変更して差し支えないものとする。ただし、この場合においても、クレジットカード等の後払方式の場合には、民間取引において「立替払い」とされているところ、当該指定日が、指定納付受託者に委託をした者が指定納付受託者（又は指定納付受託者から委託を受けた事業者）に金銭を支払う日の後とならないようにする必要がある。

また、本条では、原則となる指定日を柱書きに規定し、例外となる指定日を各号に規定しているが、原則と例外を区別せずに、全て各号に列記する形としても差し支えない。委託を受ける方法ごとに指定日を書き分けることも差し支えない。

なお、いずれの場合においても、上記附帯決議も踏まえ、やむを得ない理由（災害やシステム障害等）により本来の指定日に納付できない事態も考慮し、指定日を「災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと●●大臣が認める場合には、その承認する日」と規定する必要がある。

3-4 納付に係るみなし規定（本法第6条第4項関係）

本法第6条（第4項）

4 前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当該歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者が指定日までに委託を受けた歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に遡及して当該歳入等の納付がされたものとみなすこととともに、委託をした歳入等に係る延滞金等に関する規定の適用については、指定納付受託者が指定日までに納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に直ちに納付がされたものとみなすこととするものである。

(2) その他参考

○ 本法第6条第4項の趣旨等

上記第1部第2の2(4)のとおり、クレジットカード決済等を行う場合、委託日と納付日に乖離が生じることがあるところ、仮に、納付日に歳入等の納付があったこととすると、当該納付日が当該歳入等の納期限より後であった場合には、納付義務者としては納期限より前になすべきこと（納付の委託）をなし終えていると評価し得るにもかかわらず、納期限までに納付しなかったとの評価を受け得ることとなり、適当ではないと考えられる。

そこで、本項前段の規定により、指定納付受託者が指定日までに委託を受けた歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に遡及して当該歳入等の納付がされたものとみなすこととしている。

なお、歳入等については、法令上、当該歳入等の納付がなければその後の手続に進めない行政手続等もあるところ、実際の納付日まで納付の効力発生を認めないこととすると、委託日から納付日までの間、納付義務者は、その後の手続に進めないこととなるが、これにより不都合が生ずる手続については、本条第3項の指定日を短くする等、各手続の性質に応じた運用上の措置を講ずること、対応することが考えられる。

他方、本項前段の規定においては、納付義務者が納付期限までに歳入等の納付の委託をしたにもかかわらず、指定納付受託者が指定日までに当該歳入等の納付をしない場合、委託日に納付があったものとみなされないこととなるため、納付義務者としては期限までになすべきことをなし終えていると評価し得るにもかかわらず、個別の法令に基づき延滞金が課せられるおそれがあり、（可能性としては低いものの）納付義務者にとって酷な事態が生じる懸念があることから、本項後段の規定により、委託をした歳入等に係る延滞金等（納付の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金）に関する規定の適用については、指定納付受託者が指定日までに納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に直ちに納付がされたものとみなすこととしている。

4 指定納付受託者からの歳入等の徴収等（本法第7条関係）

本法第7条（第1項及び第2項）

- 1 指定納付受託者が前条第三項に規定する歳入等を同項の主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとする。
- 2 各省各庁の長は、前条第三項の規定により指定納付受託者が納付すべき歳入等については、当該指定納付受託者に対して前項の規定により国税の保証人に関する徴収の例による滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該歳入等に係る第五条の規定による委託をした者から徴収することができない。

附帯決議

- 2 指定納付受託者の未納付により、歳入等の納付者が二重払い等の不利益を被ることのないよう、万全の措置を講ずること。

(1) 概要

上記は、指定納付受託者が委託を受けた歳入等を指定日までに納付しない場合において、各省各庁の長が指定納付受託者に対して行う徴収方法を定める規定及び関連する附帯決議である。

(2) 用語の補足

○ 国税の保証人に関する徴収の例により…徴収する（本法第7条第1項）

国税通則法（昭和37年法律第66号）第52条（担保の処分）、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第15条第1項第11号（法定納期限等以前に設定された質権の優先）、第47条第3項（差押の要件）、第90条第3項（換価の制限）等の規定について、保証人に関する規定が指定納付受託者に関する規定として準用され、これらの規定により指定納付受託者から徴収することを意味するものである。

(3) 留意事項

○ 会計法第5条と本法第7条第1項の関係

会計法（昭和22年法律第35号）第5条は、各省各庁の長又は同法第4条の2第1項若しくは第2項の規定により歳入の徴収に関する事務を委任された職員（歳入徴収官）でなければ、歳入を「徴収」することができない旨を規定しており、本法第7条第1項の「徴収」については、会計法第5条の「徴収」に包含されるものと解されるところ、同条に規定する歳入徴収官（各省各庁の長又は会計法第4条の2第1項若しくは第2項の規定により歳入の徴収に関する事務を委任された職員）でなければ実施できない（これに伴う会計法及び本法における委任手続の整理については、下記第5の2(3)参照）。

○ 指定納付受託者に委託をした納付義務者からの徴収

本法第7条第2項は、指定納付受託者が指定日までに納付しない場合において、各省各庁の長が指定納付受託者と納付義務者に並行して（又は納付義務者から先に）徴収手続を行うことを防ぎ、納付義務者の保護を図るものである。指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合においては、納付義務者から徴収し得る規定ではあるが、納付義務者に対して二重払いを強いることを想定したものではない（二重払いを防止するための措置については、下記第4の1-1(3)「本制度上必要な契約要件」参照）ことについて、上記附帯決議とともに留意する必要がある。

第4 指定納付受託者（本法第4章関係）

1 指定納付受託者の指定等（本法第8条関係）

1-1 指定納付受託者の指定（本法第8条第1項関係）

本法第8条（第1項）

- 1 各省各庁の長は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務（第五項、次条及び第十一条第一項第三号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者を、その申請により、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者として指定することができる。

本政令第1条（第1項）

- 1 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 指定納付受託者として納付事務を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められること。
 - (2) 納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして主務省令で定める基準を満たしていること。

モデル省令第10条

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（次条第二項において「令」という。）第一条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 債務超過の状態にないこと。
- (2) 委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力を有すること。
- (3) 納付事務において取り扱う割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等について、同項に規定する措置を講ずることができる者と認められる者であること。
- (4) 納付事務において取り扱う個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。
- (5) 納付事務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。
- (6) 法第八条第五項に基づき納付事務の一部を第三者に委託する場合において、委託先に対する指導その他の委託した納付事務の適切かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。
- (7) 公租公課又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績を有すること。

モデル省令第11条（第1項から第3項まで）

- 1 法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を●●大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、申請者の定款の謄本、登記事項証明書並びに申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるものその他申請者が令第一条第一項に規定する要件に該当することを証する書面（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、●●大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、

記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

- 3 ●●大臣は、法第八条第一項の申請があった場合において、その申請につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申請をした者に通知しなければならない。

附帯決議

- 2 指定納付受託者の未納付により、歳入等の納付者が二重払い等の不利益を被ることのないよう、万全の措置を講ずること。
- 3 指定納付受託者を指定するに当たっては、納付事務を適切かつ確実に実施することができるよう、指定納付受託者の要件を適切に定めること。
- 5 指定納付受託者等による納付者の個人情報の不正利用や流出を防ぐため、必要な措置を講ずること。

(1) 概要

上記は、指定納付受託者の指定要件及び指定手続の具体的な内容を定める規定及び関連する附帯決議である。

(2) 用語の補足

- 指定納付受託者として納付事務を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められる（本政令第1条第1項）

歳入等の徴収の確保及び納付義務者の便益の増進に寄与するために必要なサービスを提供できる体制・施設を確保していること（例えば、行政機関の開庁時間外でも対応できることなど）等を想定したものである。

- 委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力（モデル省令第10条第2号）

委託を受ける歳入等の性質（件数、金額等）に応じた納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力（必要な設備の配備、職員の配置・訓練、クレジットカード等の後払方式による委託を受ける場合における立替払い等を行うための資力等）を想定したものである。

- 同項に規定する措置（モデル省令第10条第3号）

割賦販売法第35条の16第1項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を意味し、また、当該措置に係る基準は、割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第132条第1号から第5号までに規定されているところ、これらの基準を満たす措置を意味するものである。なお、クレジット取引セキュリティ対策協議会において策定されたクレジットカード・セキュリティガイドラインの対象となるクレジットカード番号等⁷については、当該ガイドラインを

⁷ クレジットカード・セキュリティガイドライン【3.0版】（クレジット取引セキュリティ対策協議会）において、当該ガイドラインの対象となる「カード情報」とは、「カード会員データ（クレジットカード番号、クレジットカード会員名、サービスコード、有効期限）及び機密認証データ（カード情報を含む全トラックデータ、CAV2/CVC2/CVV2/CIDいわゆるセキュリティコード、PIN又はPINブロック）をいう。ただし、カード会員データのうち、クレジットカード番号以外のデータのみであれば「カード情報」ではない。」などとされている。

同条第1号に係るセキュリティ対策の実務上の指針とすることとされている⁸ところ、当該クレジットカード番号等についての同号に係る措置については、当該ガイドラインに掲げられた措置（PCI DSS準拠⁹等）又はこれと同等以上の措置を意味することとなる。

○ **納付事務において取り扱う個人情報（…）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（モデル省令第10条第4号）**

納付事務において取り扱う個人情報について講ずべき措置であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条に規定する措置等の個人情報保護法令上求められる措置や個別法令上求められる措置を想定したものである。

○ **納付事務に係るサイバーセキュリティ（…）の確保のために必要な措置（モデル省令第10条第5号）**

各省各庁が「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を遵守するための対策事項として定めた対策基準等に照らして納付事務に係る安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を想定したものである。

○ **委託先に対する指導その他の委託した納付事務の適切かつ確実な実施を確保するために必要な措置（モデル省令第10条第6号）**

委託した納付事務の適切かつ確実な実施を確保するために必要な委託先に対する指導や委託先との契約等を想定したものである。

○ **公租公課又は公共料金（…）の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績（モデル省令第10条第7号）**

本法に基づく指定納付受託者として行う納付事務と同様の事務処理（国税通則法第34条の4第1項に規定する納付事務、国民年金法（昭和34年法律第141号）第92条の2の2に規定する指定代理納付者としての事務処理、同法第92条の4に規定する納付受託者としての事務処理、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務等）又はこれに準ずる事務処理¹⁰と認められるものについての相当の実績（おおむね1年以上適切かつ確実に納付事務を実施した実績）を意味するものである。

○ **申請書を…提出（モデル省令第11条第1項）、定款等…を添付（モデル省令第11条第2項）**

いずれについても、デジタル手続法第6条第1項に基づき、デジタル手続法に基づく各省の主務省令で定めるところにより、同主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる（定款等については、モデル省令第11条第2項ただし書きに規定する場合については、添

⁸ 「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」（令和3年2月経済産業省商務情報政策局商取引監督課）II-2-2-5-1参照

⁹ クレジットカード・セキュリティガイドライン【3.0版】（クレジット取引セキュリティ対策協議会）において、PCI DSSとは、「Payment Card Industry Data Security Standard の略。カード情報を取り扱う全ての事業者に対して国際ブランド（VISA、Mastercard、JCB、American Express、Discover）が共同で策定したデータセキュリティの国際基準。安全なネットワークの構築やカード会員データの保護等、12の要件に基づいて約400の要求事項から構成されており、「準拠」とは、このうち該当する要求事項に全て対応できていることをいう。PCI DSS準拠の検証方法としては、①オンサイトレビュー（認定セキュリティ評価機関（QSA）による訪問審査）又は②自己問診（SAQ、自己評価によってPCI DSS 準拠の度合いを評価し、報告することができるツール）による方法がある。」とされている。

¹⁰ 例えば、公租公課や公共料金と同様に広く継続的に納付が行われる料金等に関する、本法に基づく指定納付受託者として行う納付事務と同様の事務処理が想定される。

付自体が不要となる。)

(3) 留意事項

○ 複数の主体が納付事務に関わる場合に指定納付受託者として指定すべき者

指定納付受託者は、本法第8条第1項に規定されるように「歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務」を行う者であることから、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において納付義務者から納付の委託を直接受けることとなる者を指定納付受託者として指定することとなる。

したがって、例えば、クレジットカード決済において、クレジットカードを発行し、クレジットカード利用者から利用料を請求する者（以下「イシュア」という。）と、クレジットカード利用者からの通知を受けて加盟店に対する支払を行う者（以下「アクワイアラ」という。）が決済手続に携わることとなる場合には、アクワイアラを指定納付受託者として指定することとなる。

○ 指定納付受託者等との契約

本法は、指定納付受託者等（指定納付受託者又は本法第8条第5項に基づき指定納付受託者から納付事務の一部を委託された者をいう。以下同じ。）との契約について何らの規律を定めていないところ、当該契約に関する手続（入札手続等）については、会計法令に従い適切に行う必要がある。

一方、本法に基づく指定手続と会計法令に基づく契約手続は密接に関連するものであるところ、契約上の要件（仕様書上の要件）の一つとして本法に基づく指定要件を満たす者であることを定めたり、導入する歳入等の性質等に応じた当該要件に関する具体的な内容を仕様書等において示すなど、これら手続が効率的になされるようにする必要がある。

※一般競争入札により契約を行う場合に想定される手順の例

- ①公告（契約要件（指定要件を含む。②及び③において同じ。）の提示）【国】
- ②提案書、履行証明書、契約要件を満たすことを証する書面等の提出【事業者】
- ③提案書等審査（契約要件該当性等審査）【国】
- ④審査結果の通知【国】
- ⑤応札【事業者】
- ⑥開札・契約【国・事業者】
- ⑦指定申請【事業者】
- ⑧指定【国】

○ 指定要件の審査方法

指定要件の審査については、モデル省令第11条第2項に規定する定款等により行うこととなる。

具体的には、本政令第1条第1項第1号の要件については「要件に該当することを証する書面」として添付される納付事務の実施計画書等により、モデル省令第10条第1号及び第2号の要件については、「登記事項証明書」及び「貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの」により、同条第3号の要件については「要件に該当することを証する書面」として添付される申請者が講ずることとしている措置の内容を示す書面¹¹やPCI DSSの認証を得ていることを示す証明書

¹¹ モデル省令第10条第3号に規定する割賦販売法35条の16第1項に規定する措置に係る基準である割賦販売法施行規則第132条第1号から第5号までの事項に関する具体的な検査項目が「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」（令和3年2月経済産業省商務情報政策局商取引監督課）のⅢ—6—1等に記載されているところ、当該検査項目と申請者が講ずることとしている措置の内容との対応関係を示す書面等が想定される。

等により、同条第4号から第6号までの要件については「要件に該当することを証する書面」として添付される申請者が講ずることとしている措置の内容を示す書面等により、同条第7号の要件については「要件に該当することを証する書面」として添付される具体的な実績の内容（実施期間、処理件数等）を示す書面等により、それぞれの該当性を審査することが想定される。

○ 本制度上必要な契約要件

本法第7条第2項は、納付義務者の保護を図るため、指定納付受託者が委託を受けた歳入等を納付しない場合においては、指定納付受託者に滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、納付義務者から徴収することができない旨を規定している。

一方、電子マネー決済、二次元コード決済又はコンビニ決済による納付において、納付義務者がチャージ残高からの支払又はコンビニへの現金支払を行った時点では、まだ指定納付受託者から国への納付がなされていないところ、この時点から当該指定納付受託者が国への納付を行うまでの間に破産その他の理由により指定納付受託者が委託を受けた歳入等の納付ができなくなった場合に、改めて納付義務者から徴収するとなると、納付義務者に二重払いを強いることになり、納付義務者にとって酷な事態となる。

そこで、本制度においては、上記附帯決議の2や民間取引の実態を踏まえ、上記のような指定納付受託者が国への納付を行う前に納付義務者から支払を受ける方式（先払方式）である電子マネー決済、二次元コード決済又はコンビニ決済による委託を受ける指定納付受託者等については、納付義務者から支払を受けた時点で国（加盟店）の納付義務者に対する請求権（納付義務）を消滅する取扱い¹²とする旨の契約を国との間で締結することを契約上の要件とするものとする¹³。

さらに、歳入等の徴収の確保の観点から、上記の先払方式による委託を受ける指定納付受託者等が委託を受けた歳入等の納付ができなくなった場合に備え、指定納付受託者等に当該歳入等に相当する金額を確実に担保できる手段（保険加入や第三者保証等）を講じることを併せて要件とすることが望ましい。

また、同様に先払方式であるデビットカードによる納付についても、アクワイアラ等を介して国庫に納付することを前提とする契約を行う場合等、二重払いのリスクが生じ得る場合もあることから、基本的に上記と同様の契約要件を設ける必要がある。

○ その他指定納付受託者の指定に関し留意すべき事項

本法が納付に係る関係者の利便性の向上を図ることを目的とするものであることに鑑み、本法に基づく指定納付受託者の指定及びこれに関する指定納付受託者等との契約の締結に当たっては、費用対効果等に留意しつつも、民間取引において広く利用されている決済手段をできるだけ幅広く利用可能とすることが求められ、例えば、一方のクレジットカード納付手続では利用できる国際ブランドが他方では利用できないなど利用可能なサービスが異なることにより利用者に混乱が生じるような事態をできる限り防ぐ必要がある。

そこで、例えば決済代行業者と契約を締結するに当たり、クレジットカード決済を採用する場合

¹² 免責的債務引受（民法（明治29年法律第89号）第472条第3項）の法的構成によることが考えられるが、これに限られない。なお、同項の免責的債務引受による場合には債務者たる納付義務者と引受人たる指定納付受託者等との契約（両者の合意）のほか、債権者たる各省各庁の承諾（事前の包括承諾）が必要と考えられる。

¹³ クレジットカード等の後払い方式の場合には、民間取引において「立替払い」とされているところ、指定納付受託者等が納付（立替払い）しない限り納付義務者に支払を請求できないと解され、指定納付受託者等が納付しなかった場合に納付義務者が二重払いをする事態は生じないと考えられることから、後払方式により委託を受ける指定納付受託者等については、上記契約上の要件の対象とはしない。

には主要国際ブランドを全て使用可能であること¹⁴を、電子マネー決済や二次元コード決済を採用する場合には登録会員数が一定規模以上の電子マネーや二次元コードを使用可能であること¹⁵を、コンビニ決済を採用する場合には社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員コンビニエンスストアのうち指定納付受託者としての要件を充たし¹⁶、かつ指定納付受託者としての業務を行う意思を有する全てのコンビニエンスストアについて取扱いが可能であることを契約上の要件とすることなどが求められる。

1-2 指定納付受託者の指定の公示（本法第8条第2項関係）

本法第8条（第2項）

2 各省各庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、納付を委託することができる歳入等の種類その他主務省令で定める事項を公示しなければならない。

モデル省令第12条

法第八条第二項の主務省令で定める事項は、●●大臣が同条第一項の規定による指定をした日及び納付事務の開始の日とする。

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者を指定したときにおける公示手続について規定するものである。

(2) 用語の補足

○ 納付事務の開始の日（モデル省令第12条）

納付義務者が指定納付受託者に委託することが可能となる日を意味するものである。

(3) 留意事項

○ 指定に係る公示の方法

本法第8条第2項の公示は、官報により行うものとする。

¹⁴ 国税通則法に基づく国税の納付受託業務に係る仕様書においては、「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「American Express」、「Diners Club」の5ブランドの使用が可能であることが要件とされている。

¹⁵ 関税法（昭和29年法律第61号）に基づく関税の納付受託業務に係る仕様書では、登録ユーザ数が2000万人を超えているスマートフォン決済アプリで、資金決済に関する法律第7条の登録を行っている者が提供するもの1種類以上を含む2種類以上を提供するものとし、甲（官側）の事情により決済種別ごとの利用可否を選択できることが要件とされている。

¹⁶ 納付義務者から納付の委託を直接受けることとなる者を指定納付受託者として指定することとなる（上記「複数の主体が納付事務に関わる場合に指定納付受託者として指定すべき者」参照）ところ、コンビニ決済において決済代行業者が指定納付受託者として指定されることは想定されないため、決済代行業者との契約上の要件の例として、当該業者が取り扱うコンビニエンスストアの指定納付受託者の要件の該当性に関する内容を記載している。

<参考例>

○●●省告示第●●号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者を指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和●年●月●日 ●●大臣 ●● ●●

名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
●●株式会社	●●県●●市●●一丁目●番●号	●●省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和●年●●省令第●●号）別表第二の●から●までの項に掲げる歳入等	令和●年●月●日	令和●年●月●日

1-3 指定納付受託者の名称等の変更の届出等（本法第8条第3項及び第4項関係）

本法第8条（第3項及び第4項）

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を各省各庁の長に届け出なければならない。

4 各省各庁の長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

モデル省令第13条

指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第八条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を●●大臣に提出しなければならない。

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者がその名称等の変更を行う場合の届出義務及び当該届出があったときの公示義務について定めるものである。

(2) 留意事項

○ 名称等の変更の届出に係る公示の方法

本法第8条第4項の公示は、官報により行うものとする。

<参考例>

○●●省告示第●●号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第三項の規定による指定納付受託者の名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和●●年●●月●●日 ●●大臣 ●● ●●

変更後の指定納付受託者の名称	変更前の指定納付受託者の名称
××株式会社	●●株式会社

(3) その他参考

○ 公示を行う時期

指定の公示（本法第8条第2項）については、新たに指定を受けた指定納付受託者が真に指定を受けたものであるか否かは、納付義務者にとって、その権利義務に直接関わる重大な情報であることから（例えば、指定を受けていない業者を指定納付受託者と誤信して納付義務者が納付委託し、そのまま納付期限を経過した場合、延滞金の支払い義務を負うことになる。）、指定後「直ちに」行わなければならないこととしている一方、変更の届出に係る公示（本法第8条第4項）については、納付義務者の権利義務に直接関わるものとまではいえないことから、「速やかに」公示することで足りるものとしている。

1-4 納付事務の一部の委託（本法第8条第5項関係）

本法第8条（第5項）

5 指定納付受託者は、納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者に委託することができる。

本政令第1条（第2項）

2 法第八条第五項の政令で定める者は、同項の規定により委託を受けて行う納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者とする。

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者が納付事務の一部を委託（以下「再委託」という。）することができる旨及び当該委託先の要件を定めるものである。

(2) 留意事項

○ 複数の主体が納付事務に関わる場合

複数の主体が納付事務に関わる場合においては、指定納付受託者以外の者については、本法第8条第5項に基づき委託を受けた者として納付事務の一部を実施することとなるので、同項に基づく本政令第1条第2項の要件を満たす者でなければならない。

したがって、例えば、クレジットカード決済において、イシュアとアクワイアラが決済手続に携わることとなる場合には、イシュアは、指定納付受託者であるアクワイアラから納付事務の委託を受けた者として当該納付事務の一部を実施することになるため、本政令第1条第2項の要件を満たす者でなければならない。

○ 再委託先が行う納付事務の適正性の確保

指定納付受託者が再委託を行う場合において、本法上は、各省各庁の長の事前の承認等を要することはされていないが、不適格者に再委託を行った場合には、本法第11条第1項第3号に基づき各省各庁の長は指定納付受託者の指定を取り消すことができる（下記4-1(4)参照）ことや、モデル省令第10条第6号において、再委託先に対する指導等の必要な措置を講ずることができると認められる者が指定納付受託者の要件とされていることも踏まえ、各省各庁の長においては、再委託先が行う納付事務の適正性に疑義が生じた場合等、必要に応じて本法第10条第1項に基づき指定納付受託者から再委託先の事務の実施状況等について報告を求めるなど、再委託先が行う事務を含めた納付事務全体の適切かつ確実な実施を図る必要がある¹⁷。

(3) その他参考

○ 再委託先の要件

本政令第1条第2項に規定する再委託先の要件については、納付事務を実施するために必要な要件であるという点で指定納付受託者の要件と同様であることから、本政令第1条第1項に規定する指定納付受託者の要件と同様とすることを基本としているものの、以下のとおり、指定納付受託者の要件とは一部異なる内容としている。

- ・ 本法第8条第5項は、再委託が可能であることを明確化するとともに、再委託された納付事務を実施する者を一定の適格性を有する者に限る趣旨で、再委託先を「納付事務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者」に限ることとされたものである。当該趣旨を踏まえると、同項に基づき再委託される納付事務の一部が、それ自体で「歳入等の徴収の確保」や「歳入等を納付しようとする者の便益の増進」に寄与するとまではいえない軽微なものである場合においても、これを排除する必要はないと考えられることから、再委託先については、本政令第1条第1項第1号に相当する要件を求めないこととしている。
- ・ 上記本法第8条第5項の趣旨を踏まえると、再委託先に納付事務全体を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を求める必要はないことから、本政令第1条第1項第2号とは異なり、「指定納付受託者の委託を受けて行う」納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を求めることとしている。
- ・ 再委託先において再委託を受けて行う納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有しているかどうかの具体的な判断基準は、再委託する事務の内容に応じて様々であることから、本政令第1条第1項第2号とは異なり、当該具体的な基準を主務省令で定める形とはしていない。

2 指定納付受託者の帳簿保存等の義務（本法第9条関係）

¹⁷ 個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年1月（令和4年9月一部改正）個人情報保護委員会）において、「委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先（再委託先を含む。）が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である行政機関等による法違反と判断され、行政機関等に対して必要な指導、助言、勧告等を行うことが考えられる。」とされていることにも留意が必要である。

本法第9条

指定納付受託者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

モデル省令第14条（第1項から第7項まで）

- 1 法第九条の帳簿の様式は、別記様式とする。
- 2 指定納付受託者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。
- 3 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条において「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、法第九条の規定に基づく書面の保存とする。
- 4 民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この項、第五項及び第七項において同じ。）が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) 作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第七項において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
- 5 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。
- 6 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第九条の規定に基づく書面の作成とする。
- 7 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

モデル省令別記様式

別記様式							
納付受託記録簿							
年月日	摘要	受		払		残	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額

※1 摘要欄には、納付先の金融機関名及び納付情報（委託を受けた歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報）その他必要な事項を記載すること。ただし、納付情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しているときは、当該納付情報の記載を省略することができる。

※2 受欄と払欄は改行して記載すること。

※3 必要があるときは、各欄の記載を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者の帳簿保存義務、当該帳簿の様式、当該帳簿の保存及び作成を民間事

業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）に基づいて電磁的記録によることが可能であること等を定めるものである。

(2) 用語の補足

○ 納付情報が記載されている書面（モデル省令別記様式）

コンビニ決済において納付義務者が指定納付受託者に提出する払込取扱票（コンビニ本部控）を想定したものである。

○ 納付情報が記録されている電磁的記録（モデル省令別記様式）

クレジットカード決済、電子マネー決済又は二次元コード決済において納付義務者が指定納付受託者に通知する納付情報が記録されている電磁的記録又はコンビニ決済に係る払込取扱票（上記「納付情報が記載されている書面」参照）の内容を記録した電磁的記録（バーコードを読み取って記録したもの等）を想定したものである

(3) その他参考

○ 本法第9条の趣旨等

指定納付受託者が納付事務に関する正確な記録を作成し保存することは、各省各庁の長の指定納付受託者に対する報告徴収（本法第10条第1項）や立入検査（本法第10条第2項）の実効性を担保し、各省各庁の長が当該指定納付受託者の適格性を判断するために必要不可欠であるため、本条においては、指定納付受託者に帳簿保存義務を課すこととしている。

3 報告の徴収等（本法第10条第1項から第4項まで関係）

本法第10条（第1項から第4項まで）

- 1 各省各庁の長は、第六条から前条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 2 各省各庁の長は、第六条から前条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

モデル省令第15条

●●大臣は、指定納付受託者に対し、法第十条第一項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(1) 概要

上記規定は、各省各庁の長の指定納付受託者に対する報告徴収その他の監督手続について定めるものである。

(2) 留意事項

○ 報告の徴収等に係る省庁連携等

上記規定に基づく指定納付受託者に対する報告の徴収等については、指定をした各省各庁の長がそれぞれ行うことが原則であるが、複数の各省各庁の長から指定を受けている指定納付受託者が行う納付事務の適正性に疑義があるような場合や、指定納付受託者となっている事業者における不適正な事務が報道されているなど業法所管省庁における対応が想定される場合等、省庁間で連携して報告の徴収等を行うことが効率的であると考えられるケースが生ずることも想定される場所、このようなケースが生じた場合には、報告の徴収等の方法等についてデジタル庁（本法担当）に相談されたい。

4 指定納付受託者の指定の取消し（本法第11条第1項及び第2項関係）

本法第11条（第1項及び第2項）

- 1 各省各庁の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、第八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
 - (1) 第六条第二項又は前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 第八条第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。
 - (3) 第八条第五項の政令で定める者以外の者に納付事務を委託したとき。
 - (4) 第九条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - (5) 前条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 各省各庁の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

モデル省令第16条

●●大臣は、法第十一条第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(1) 概要

上記規定は、指定納付受託者の指定の取消しの要件及び手続を規定するものである。

(2) 用語の補足

- 第八条第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき（本法第11条第1項第2号）
指定納付受託者が廃業等により自主的に指定を辞退する場合を含むものである。

(3) 留意事項

- 指定の取消しに係る公示の方法

本法第11条第2項の公示は、官報により行うものとする。

<参考例>

○●●省告示第●●号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第十一条第一項第二号の規定により指定納付受託者の指定を取り消したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和●年●月●日 ●●大臣 ●● ●●

一 取り消した者

●●株式会社

二 取消年月日

令和●年×月×日

第5 雑則（本法第5章関係）

1 情報通信技術を利用する方法により納付を行うことができる歳入等の公表（本法第12条関係）

本法第12条

各省各庁は、第三条第一項に規定する情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び第四条前段に規定する指定納付受託者に納付を委託して納付する方法により納付を行うことができる当該各省各庁の事務に係る歳入等を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 概要

上記規定は、各省各庁において、本法に基づきデジタル納付を行うことができる歳入等をインターネット等により公表することを定めるものである。

(2) 留意事項

○ 公表すべき事項等

上記規定に基づく公表は、デジタル納付を行うことができる歳入等のほか、利用できる具体的な決済手段（クレジットカード、電子マネー、二次元コード等の別）、具体的な決済サービス等の名称（使用できるクレジットカードの国際ブランドの名称や電子マネー・二次元コードのサービスの名称等）、各決済手段に係る指定納付受託者の名称、各決済手段の利用方法に係る説明（Q&A等を含む。）その他の納付義務者の利便に資する情報を広く公表することが望ましい。加えて、本法以外の法令等に基づきデジタル納付（デジタル手続法第6条第5項に基づく納付等）を行うことができる歳入等に関しても、併せて公表することが利用者の利便に資するものと考えられる。

具体的な公表の方法については、各省各庁のウェブサイトにおける手続案内のページ等に掲載する方法が想定される。このほか、行政機関の窓口においてデジタル納付を導入する場合等においては、本法第12条の「その他の方法」として、当該窓口に掲示する方法も想定される。

2 権限又は事務の委任（本法第13条関係）

本法第13条

前二章に規定する各省各庁の長の権限又は事務は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の機関に委任することができる。

本政令第2条

各省各庁の長は、法第十三条の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける機関、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

(1) 概要

上記規定は、本法第3章及び第4省に規定する各省各庁の権限又は事務を委任することができる旨並びに当該委任の手続を定めるものである。

(2) 用語の補足

○ 当該各省各庁の機関（本法第13条）

各省各庁における内部部局として置かれる機関、内閣府設置法及び国家行政組織法に定める委員会その他の外局、施設等機関、最高裁判所等の事務総局、地方支分部局等の機関のほか、これらの機関に置かれる機関が含まれる。ただし、「当該各省各庁」と規定しているところ、他の各省各庁の機関は含まれない。

(3) 留意事項

○ 委任の効力

本法第13条の規定により委任を受けた機関は、委任を受けた権限又は事務を自己の名において行うこととなる（この点、いわゆる専決とは異なる。）。

○ 委任に係る公示の方法

本政令第2条の公示は、官報により行うものとする。

<参考例>

○●●省告示第●●号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号。以下「法」という。）第十三条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和●年●月●日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和四年政令第二百五十四号）第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和●年●月●日 ●●大臣 ●● ●●

委任を受ける機関	委任する権限又は事務
●●庁長官	法第三章（第七条第一項を除く。）及び第四章の規定に基づく●●大臣の権限又は事務（●●省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和●年●●省令第●●号）別表第二の●から●までの項に掲げる歳入等に係るものに限る。）
××庁長官	法第三章（第七条第一項を除く。）及び第四章の規定に基づく●●大臣の権限又は事務（●●省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和●年●●省令第●●号）別表第二の×から×までの項に掲げる歳入等に係るものに限る。）
△△省大臣官房会計課長	法第七条第一項の規定に基づく●●大臣の権限又は事務（●●省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和●年●●省令第●●号）別表第二の●から×までの項に掲げる歳入等に係るものに限る。）

○ 本法第7条第1項の徴収事務に係る委任

法第7条第1項の「徴収」については、会計法第5条の「徴収」に包含されるものと解されるところ、同条に規定する歳入徴収官（各省各庁の長又は会計法第4条の2第1項若しくは第2項の規定により歳入の徴収に関する事務を委任された職員）でなければ実施できない（上記第3の4(3)

「会計法第5条と本法第7条第1項の関係」参照)。

この点、本法第4条の適用対象となる歳入等、すなわち、モデル省令別表第二に掲げられた歳入等(以下、本留意事項において「適用対象歳入」という。)について、その徴収に関する事務が会計法第4条の2第1項に基づき各省各庁の長から当該各省各庁所属の職員に委任されている場合には、(本法第7条第1項の徴収事務を敢えてその委任の範囲外としない限り、)同項に規定する徴収事務もその委任の範囲内にあると解される。このため、基本的にはその委任を受けている者が会計法第4条の2第1項及び本法第13条に基づき本法第7条第1項の事務の委任を受けた者として、同項の事務を行うこととなる(本法第7条第1項の事務について、改めて委任を行うことは基本的に想定されない。)¹⁸。ただし、この場合においても、適用対象歳入に係る本法第7条第1項の徴収事務の委任に関し、本政令第2条に基づき、公示する必要がある¹⁹。

他方、適用対象歳入の徴収に関する事務が会計法第4条の2第2項に基づき各省各庁の長から他の各省各庁所属の職員に委任されている場合においては、本法第13条に基づく委任先は自府省庁等の機関に限られるため、上記のように、本法第7条第1項の徴収事務をその委任の範囲内にあると解することはできない。したがって、この場合における同項の徴収事務については、各省各庁の長において、自ら当該事務を行うか、別途自府省庁等の職員(機関)に対して、会計法第4条の2第1項及び本法第13条に基づき委任を行うこととなる(適用対象歳入の徴収に関する事務が会計法第4条の2第1項に基づき各省各庁の長から当該各省各庁所属の職員に委任されている場合とは異なり、本法第7条第1項の事務について、改めて委任を行うことが必要となる。また、この場合においても、本政令第2条に基づき、公示する必要がある。)

¹⁸ この場合においては、適用対象歳入がモデル省令別表第二に掲げられた日(当該適用対象歳入を別表第二に加える規定の施行日)に、当該歳入等に係る本法第7条第1項の徴収事務が委任されたと解される(本政令第2条の「委任の効力の発生する日」は、当該施行日と解される。)

¹⁹ 会計法第4条の2第1項及び第2項に基づく委任を行う場合については、本政令のような公示手続は必要とされていない。しかしながら、本法第7条第1項は、指定納付受託者が自ら申請して指定を受けた者であって責任をもって納付事務を行うべき立場にあることに鑑み、元々の納付義務者に対しては強制徴収が許されていなかった歳入等についても、指定納付受託者に対する強制徴収を認めたものであり、同項の事務の委任を受ける者は、そのような特別な公権力を付与されることになることを踏まえ、当該委任を行う場合についても、本条の公示をすることとしている。